

愛知県ファミリーシップ宣誓制度に係る「よくある質問」(Q&A)【暫定版】

○ 制度全般について

Q なぜ愛知県でファミリーシップ宣誓制度を行うのですか。

A 愛知県では、愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和4年愛知県条例第3号）第15条に規定する「性的指向及び性自認の多様性の理解の増進」を図り、同条例の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として、自治体が独自で取り組むことができる「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を実施することとしました。

県内では、ファミリーシップ又はパートナーシップ制度を導入する自治体が増えてきており、今後もこの動きは広がっていくと思われませんが、制度を導入していない市町村があることや、地元の市役所等では申請しにくいと感じる人もいること、県内の導入自治体から未導入自治体に引っ越しをするケースであっても、県単位の制度があれば、パートナーや子ども等との関係性を示すことができること等から導入することといたしました。

Q 愛知県ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

A 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続などの財産上の権利や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、愛知県ファミリーシップ宣誓制度は、県が要綱に基づき独自に実施するもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。本制度は、パートナーと共に歩むお二人及びその御家族の人生が、愛知県内での生活の中で尊重され、自分らしく安心して暮らしていただく環境づくりを目指すものです。

○ 対象者について

Q 宣誓することができるのは、同性のカップルだけですか。

A 同性カップルに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓することができます。

Q 法律婚をしていますが、宣誓できますか。

A できません。様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及びその家族を対象としていることから、法律婚をしている方は宣誓することができません。

Q 事実婚をしていますが宣誓できますか。

A 宣誓の要件を満たしていれば可能です。

Q パートナーシップにある者と法律上同性同士であることから、相続等のために養子縁組していますが、宣誓できますか。

A 婚姻ができないことを理由としたパートナーシップに基づく養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組をしても宣誓することができます。事前に御相談ください。

Q 県内市町村でパートナーシップ/ファミリーシップの宣誓をしましたが、県でも宣誓できますか。

A 宣誓の要件を満たしていれば本県での宣誓も可能です。ただし、他自治体で宣誓したパートナーと同じ人でなければならず、別の人との宣誓はできません。

Q 同居していなくても宣誓できますか。

A 同居していなくても宣誓できますが、お互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係である必要があります。なお、宣誓者の双方又は一方が県内居住者、もしくは県内転入予定者であれば宣誓することができます。

Q 愛知県へ転入予定ですが、宣誓できますか。

A 県内に転入しパートナーと共同生活することを予定している人が、住居等の準備を整えるために必要な場合等が想定されるため、宣誓できることとしています。

Q なぜ、子を始めたとした近親者も含め、ファミリーシップとして宣誓できることにしたのですか。

A 様々な事情により婚姻制度を利用できないカップルには、その家族との関係を示すことが難しい場合があります。子育てや緊急時の場面等で、子を始めたとした近親者等との関係を説明しやすくなることが期待される等、本制度が婚姻制度を利用できないカップルやその家族が日常生活を営むにあたっての一助

になると考えられることから、近親者等も含めて宣誓することができることとしました。

Q 里子を含めて宣誓することはできますか。

A 実親との関係に支障がないことが確認でき、その関係性が将来も継続される等、制度の対象として相応しいと判断できる場合は、認められる場合があります。事前に御相談下さい。

Q 外国籍の人でも宣誓できますか。

A 住民票があり配偶者がいなければ、外国籍の人でも宣誓できます。なお、そのことを証明するための書類として、住民票の写し又は住民票記載事項証明書その他、婚姻要件具備証明書（独身証明書）等、配偶者がいないことが確認できる書類が必要になります。また、婚姻要件具備証明書（独身証明書）等の書類については、大使館・領事館等に御相談いただき、日本語訳を添付して提出してください。

Q 外国籍の人が愛知県ファミリーシップ宣誓制度を利用することにより、在留資格や在留期間を変更することはできますか。

A 愛知県ファミリーシップ宣誓制度は、愛知県として独自に行うものであり、出入国管理及び難民認定法等の在留資格に関する法令とは一切関係ありません。したがって、本制度を利用しても、在留資格や在留期間を変更することはできません。

○ 宣誓について

Q 宣誓の日程調整はどのように行うのですか。

A 宣誓受付専用メールアドレス又は電話により調整等を行います。

Q 受理証明書等に有効期限はありますか。

A 有効期限はありません。

Q 通称名で宣誓することは可能ですか。

A 性別違和等の理由により、通称名を使用して生活している場合、通称名を使用して宣誓することができます。その場合、宣誓の際に社会生活において日常的に該当通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称名で届いた郵便物等、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を提示していただきます。なお、通称名を使用する場合、宣誓書や発行する受理証明書等の裏面に戸籍名を記載します。

Q 受理証明書等の交付に費用はかかりますか。

A 宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に御提出いただく必要書類（住民票等）の交付手数料等は自己負担となります。

Q 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A 代理人による宣誓はできません。必ず宣誓されるパートナーシップにある2人で行ってください。

○ その他制度に関する不安なこと

Q プライバシーは守られますか。

A 宣誓者のプライバシー保護のため、個室スペースにて宣誓を行っていただくこととしています。また、公務員には守秘義務が課せられていますので、御安心ください。

Q なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

A 宣誓手続の際には、住民票の写しや独身証明書等の婚姻をしていないことを証明する書類等の提出と、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示の徹底を行います。なお、不正や偽造・変造が認められた場合には、交付した受理証明書等を返還いただきます。また、返還等で無効となった交付番号を県Webページへ掲載します。併せて、刑法上の罪に問われる恐れがあります。

Q 制度を利用することで宣誓者の性自認や性的指向を認めることになるのでしょうか。

A 本制度は、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及びその子ども等の家族について、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係であることに対して、県が受理証明書等を発行する制度であり、宣誓者の性自認や性的指向を証明するものではありません。